

議 事 録

会議の名称	平成 20 年度 第 5 回 伊丹市福祉対策審議会高齢者部会
開催日時	平成 21 年 1 月 19 日 (月) 14 : 00 ~
開催場所	伊丹市役所 議会棟 3 階 第 2 委員会室
司 会	高年福祉課 井上主事
出席者	松原会長、浅野部会長、一圓委員、坪井委員、加柴委員、安井委員、原田委員、吉田委員、本篠委員、名田委員、永井委員、宮本委員、松岡委員、森田委員 (以上 14 名)(順不同)
欠席者	高鳥毛委員
事務局	中村健康福祉部長、山田健康生活室長、木ノ下高年福祉課長、井上高年福祉課副主幹、小柴介護保険課長 他
会議の成立	委員数 14 名うち 13 名出席 < 過半数出席のため成立する >
署名委員	加柴委員、本篠委員
傍聴者	2 名
議事次第	1 . 部会長あいさつ 2 . 議事
備考	

議 事 要 旨

1. 部会長あいさつ

2. 報告事項

(1) パブリックコメント及び市民説明会の結果について(資料1-1、資料1-2に沿って事務局より報告)

委員からの質疑なし

(2) 制度改正の動向(資料2に沿って事務局より報告)

委員からの質疑

浅野部会長：何か質問は。

加柴委員：介護従事者が低い賃金で働いており、結婚もできない、離職してしまうなどの事例があるが、実際には3%の報酬単価の改定により賃金はいくら上がるのか。

事務局：報酬単価は上がるが、従事者の賃金については、それぞれの事業者の対応となる。

加柴委員：報酬単価の改定では、スタッフの勤続年数による加算、認知症や重度者対応施設に重点配分するとされているが、改定による影響は、これに該当する事業者に限られるのか。

また、要介護認定の仕組みが変わるらしい(特記事項がなくなる等)が、何か情報があれば教えて欲しい。

事務局：報酬単価については、細かい内容なので1つの例を挙げると、訪問介護では、研修等への参加、有資格者、3年以上の勤続など、条件にあてはまるスタッフの有無により加算されることとなる。

要介護認定については、項目の減少、チャート図がなくなるが、特記事項はなくなり、より実態を把握するために重要な位置づけになる。要介護認定の変更については、伊丹市もモデルケースに協力したが、従前の方式と新方式でとの相違点について、現在検証がなされている。

浅野部会長：報酬単価の改定については、保険者が事業者に対してチェックするシステムになる。

3. 審議事項

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)大綱(案)第1～8章(資料3に沿って事務局より説明)

委員からの質疑

森田委員：老老介護が増えており、この場合、特別養護老人ホーム等に入所することになるが、現在、空きはあるのか。空きがない場合には、どのような施策を考えているのか。

事務局：待機者の解消については、今後の施設設備で対応する。また、緊急の対応としては、措置入所もある。

森田委員：施設の入所待機者の状況は。

事務局：特別養護老人ホームは待機者120人程度となっており、1年間で100人が退所して、また100人が入所するという状況。すべての待機者がすぐに入所できるわけではないので、小規模特養等の整備で対応したいと考えている。平成21年度には小規模特養、グループホーム、小規模多機能型居宅介護の整備を予定している。

森田委員：在宅の人で施設入所を希望している場合が多いので、待機者を減らすようにしてほしい。

名田委員：軽度者の予防に力を入れていると思うが、医療から在宅へ帰る重度者などについては、要介護度5の限度額では足りない人もいる。第4期計画では、平成23年に介護療養型医療施設もなくなり、長期の入院・リハビリが出来ない状況の中で重度者への対応はどうするのか。

事務局：医療機関との連携を深めていくため、話し合いの機会を設けたいと考えている。

名田委員：地域包括支援センターには、重度者からの相談はないか。

事務局：軽度者のアンケート結果からは、在宅生活を希望する割合が高くなっており、基本的には「住みなれた地域＝在宅」という方向性となるが、在宅での対応が難しい場合には、施設へ入所という流れとなる。退院後すぐに自宅に戻るのが難しい場合には、老人保健施設等で対応することとなる。

事務局：今回の計画では、第一に認知症支援、ならびに家族介護者支援、第二に入所待機者の

減少を柱として考えている。施設整備についても、すべての方のベッドを用意するのは困難なので、グループホームをつくるだけでなく、例えば在宅支援の機能も含めた整備という方向性を考えている。

永井委員：介護が必要でも、本人が家から出たがらず、ヘルパーを拒否してしまう場合もある。そのような人への対応はどうすればよいか、認知症家族の会では悩んでいる。また、説明の中で、施設入所者が減っているということがあったがどういうことか。

事務局：老人保健施設から空きが出たという情報をいただいたということである。

浅野部会長：大綱案で目標値が入っていないところがあるが。

事務局：今度の全体会ではお示しする。

一圓委員：現状の数値もあるとわかりやすいのでは。

事務局：25 ページから現状を記載している。この現状を踏まえて平成 23 年度の目標を立てている。

松原会長：6 ページの「7つの基本理念」、43 ページの「主な高齢者施策」が同じ内容になっているが。

浅野部会長：事務局で再度整理することを検討してください。

松原会長：さきほどの説明にあったが、定員が充足されていない施設があるということか。

事務局：基本的には充足しており、さきほどの話は、老健施設から一時的に空きが出たという情報をいただいたという説明である。

松原会長：職員の転職、離職で定員が充足できていないということではないとのことでこのようだが、県外施設への入所はどうか。過疎地では、逆に引き受けたいというところもある。

事務局：第3期時点で参酌標準を超えているので、積極的に県外施設への入所は勧めていないが、実際にはお願いしているケースもある。

原田委員：53 ページの地域での見守りに関連して、市民同士の横のつながりで見守りがあればよいと思う。老人会、婦人会、民生委員等地域でのいろいろなポジションの人が連携

することができれば、高齢者、認知症の方を支援できると思う。認知症の方については、軽度の方は共同ケアに参加される際にボランティアが見守りを行っている。また、重度の方は、最初は参加を嫌がっていた方でも、散歩や旅行など気分転換になるものには参加していただくことができた。発想を変えることで、参加を促すことができると思う。

吉田委員：80ページの「自治会・老人クラブの加入促進」というのはどういう意味か。

事務局：加入し、活動することで生きがいを感じていただければということである。

吉田委員：老人クラブは老人福祉法によるバックアップがあるが、自治会には法的根拠がない。その上自治会長は大変責任が重く、忙しいので長く続かない。加入促進はありがたいが、拠点の整備や条例等において会長の負担軽減などのフォローがないと難しい。この大綱案については、文章的にはできていると思うが、行政職員は、実際に施設等に赴いて、どのくらい現状を把握しているのか。認知症の人をバス旅行に連れていった際に、民生委員が大変さに懲りてしまったことがあった。どこに行ったかわからなくなった人がおり、探すのに苦労した。そういう時に社会福祉協議会がどのくらいサポートしてくれるのかがわからない。

また、ボランティアもありがたいが、ボランティアをする人には、頼まれた日に絶対に時間を空けてもらいたいと思う。10も20も登録していても、活動できなければ意味がない。一方、自治会長は頼まれると断れず、24時間待機している。今後、地域活動を推進していくためにも、自治会のこのような状況も頭の片隅においていただきたい。他の団体は市民団体としてバックアップがあるので活動もしやすいと思う。

名田委員：国では中福祉・中負担の方向となっているようで、需要と供給のバランスもあるが、限られた財源の中で運営していこうと思うとひずみが生じるもの。現場で簡単に説明しようとしても、制度自体が複雑化していてとても難しい。ただ、30年前と比べたら、高齢者支援・福祉は目覚ましい進歩を遂げたと思う。寝たきり3年・5年と言われた時代に比べ、寝たきりでも10年以上在宅で暮らすことができる。お風呂についても、以前は3か月に1回も入れない上自己負担であったが、それに比べると進んだと思う。

また、住居に関して緊急性のあるものについては、民間サービスを活用すべきだと思う。ある市町村には宅老所があり、その日に行って、その日に泊まれるものとなっている。このような民間活力を活かしていけないかと考えているが、安全性の確保、経営の問題もある。社会が複雑化、政治経済が不透明化していく中、我々も行政と一緒に考えていくことが必要ではないか。正しい認識が正しい支援につながると思う。

「正しい理解の促進」この言葉は、制度や施策よりも話し合いが大切。行政が努力し、

話し合いや意見を言える場を増やしていけば、もっと良い社会ができるのでは。

松岡委員：老老介護をしている人は、ショートステイ、デイサービスを利用してはどうか。友人にもゆとりのない生活の中でうつになっている人もいる。こういう人のケアは訪問看護の仕事ではないかと思う。私は訪問看護をしているが、今後、地方のお年寄りも増えてくるので、少しでも楽しく生活できるように接したいと考えている。市の取り組みでも心を込めて接することが大切だと思う。

永井委員：男性介護者の話があったが、以前、認知症高齢者介護者家族の会にも男性の方が数名いたが、今は1人だけとなり、女性が多い。そのため、南部マンションにある男性介護者の会を紹介した。今後、市では男性介護者の会を立ち上げる動きはあるのか。

事務局：来月、社会福祉協議会で協議する予定となっている。

坪井委員：第4章の54ページの図について、伊丹市は広くないし、人口も20万人程度だが、地域包括支援の拠点がもう少しあった方が、もっと細かく支援できるのでは。図の一番下の地域住民・関係機関等の取組みについても重要だと思う。本計画を支える地域が充実していくために、個人的には、ボランティア団体等の組織の育成をさらに支援することが必要だと思う。伊丹市では、これまで福祉が充実していたが、今後もより一層の充実が必要だと思う。

浅野部会長：1～8章については、少し事務局で状況を勘案し、加筆・訂正してください。

事務局：6ページの「計画の基本理念」「7つの基本理念」について、それぞれ「基本理念・目標」に表現を訂正したいと思う。

松原会長：全体会は報告の場なので、ここでの決定が最終になるため、事務局と部会長のすり合わせをお願いしたい。目標数値が抜けている箇所があるが、ここはどうするのか。

事務局：社会福祉協議会の地域福祉推進計画の数値を入れる予定であったが、計画の進捗が遅れているようなので、今後、早急に対応する。

松原会長：空欄の部分については、その方向で対応願う。

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)大綱(案)第9章(資料3に沿って事務局より説明)

委員からの質疑

加柴委員：伊丹市の介護認定が尼崎市・宝塚市に比べて厳しいと聞いている。サービス提供側である名田委員にお聞きしたいのだが、それについてどう思うか。例えば、要支援1や2の人で、うつ病の人がおり、週1回のデイサービスの利用を増やせばよくなるのでは、と医者に言われたらしいが、認定されると、週に1回の利用に制限されてしまったらしい。3期に続いて、4期も適正化、ケアプランのチェックをするとあるが、本人の状態に合わせたチェックをして、一番いいサービスを提供することが大事だと思う。

名田委員：他市との比較では、決して厳しいものではないと思う。伊丹市は最初の頃、介護保険財政では、多くの赤字をだしており、制度の周知や利用の促進に関して大変がんばった結果ではないかと思う。以前は市町村によって、認定事務の適正化にばらつきがあったかと思うが、伊丹市は適正化・平準化の取り組みを先行して行っており、現在は全体の流れとしては標準的な取り組みとなっている。認定審査がいかにあるべきかであるが、独居の方の聞き取り調査に関しては、きめ細やかな対応が必要だ。介護者がいるために、自分で出来る事をしない元気な人が把握出来ない一方、介護者がいない独居の場合には、やらなければ仕方がないという状況です。この辛さを勘案しなければならないが、基準をどうするか、保険制度である限りは平行して考え、検討していく必要がある。実際に現場は四苦八苦している。行政の窓口で対峙することもある。その声が国に上がっていくことで改善につながるのかもしれないが、リアルタイムでは解決しない。緊急避難に対しては、もっと柔軟に対応できないだろうか。行政だけでなく、議論する場が必要だと思う。

加柴委員：平成18年度の制度改正は、事業者の経営にとっては負担になったと思う。もともと伊丹市は措置制度の頃から福祉は良くやっていたと思う。そのため、介護保険制度を始めるときに高い保険料を設定せざるをえなかった状況がある。独居老人に対する支援の水準を高める必要がある。真に介護予防につながるケアプランをつくってほしいと思う。そのためには、きめ細かい対応・工夫が必要ではないか。相当数の人から、伊丹市は給付を抑えていると聞いており、結果的に剰余金がでていることを真摯に受け止め、対応してほしいと思う。

浅野部会長：制度の持続可能性という面では、保険料の設定について、9段階設定で低所得者への配慮を行い、剰余金を基金に積み立てて30%を取り崩すこととしている。残りの70%

は第5期に充てるということで保険料を設定している。現行から400円くらい下げることだが、その方向でよろしいか。

加柴委員：基本的には3年間の収支は0になる見込みか。

事務局：見込み上はそのようになっている。

加柴委員：剰余金がでるということは想定していないのか。

事務局：若干黒字になれば、というところ。第5期の改正で負担が増えたとしても対応できると思う。

一圓委員：前回の議論では、今期で下げるよりも将来上がるのを抑えるということも意見として出ていたと思うので400円下げるのは意外であった。皆さんがそれで結構ということならよいと思う。

また、99ページの市町村特別給付について、600万円となっているが。

事務局：資料が間違っておりました。正しくは6,000万円です。

一圓委員：値下げについては、市民の人は喜ばれると思うが、施設の整備、在宅の強化をしていく中で、保険料を下げても大丈夫かと少し思う。第9段階の人は負担が増えるのでは。

事務局：所得が高い人は保険料率が1.75から2.00になり、負担率が上がる予定である。

一圓委員：一番高い所得段階の人の負担は上がると明記し、その上で納得してもらった方がいいだろう。関連して、介護保険の計画と高齢者保健福祉の区別がわかりにくいと思う。102ページで保険料の減免について書かれている欄に「伊丹市高齢者特別給付金」が入っているが、どういう意味か。

事務局：伊丹市高齢者特別給付金は、外国人の方に対して市の独自給付として支給している、日本人の老齢福祉年金に当たるものである。そのため、老齢福祉年金受給者に合致する方ということを示している。

一圓委員：介護保険のところに、こういう人もあてはまりますよとした方がよいのではないか。104ページの利用料の軽減のところでも、境界層該当者の定義がされていないので、わかりにくい。高額介護サービス費の解説の中で、こういう人も対象であると紹介した方が、わかりやすいのではないか。

事務局：104 ページについては、修正したい。

浅野部会長：計画大綱案について、いろいろ意見をいただいた。事務局で加筆訂正をして、次回の全体会に提出してください。

松原会長：高齢者部会の皆様、ありがとうございました。素晴らしい大綱案になったことを御礼申し上げます。

浅野部会長：それでは、本日の会はこれで閉会とする。ありがとうございました。

閉会

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針、第5条第3項の規定により、ここに署名する。

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印